

令和5年2月20日

保護者の皆様

卒業式におけるマスクの取扱い等について

四国中央市教育委員会

小中学校の卒業式は、清新、厳粛な中、児童生徒が学校生活を振り返り、新たな生活への意欲を高める大切な教育活動であり、コロナ禍にあっても開催方法を工夫しながら実施してきました。

この度、新型コロナウイルス感染症対策の見直しが行われる中、卒業式については、その教育的意義を考慮し、児童生徒や教職員は、式典全体を通じてマスクを着用せず出席することを基本とすることが、国、県から通知されました。この方針を受け、学校の規模や地域の実情に応じた円滑な小中学校卒業式の実施に向け、卒業式のマスクの取扱い等について下記のようにしますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 基本的な考え方

- 児童生徒及び教職員については、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とします。
- 来賓や保護者等は、着席を基本として座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上、マスクの着用をお願いします。

2 卒業式における具体的な対応

項目	卒業式におけるマスクの取り扱い（国の基本的な方針）
入退場	○ 児童生徒の入退場時は、マスクを外して差し支えありません。
式辞等	○ 校長の式辞や来賓の挨拶は、児童生徒との十分な身体的距離が確保されているため、児童生徒はマスクを外して差し支えありません。 ○ 壇上で式辞や祝辞等を述べる校長や来賓も、マスクを外して差し支えありません。
卒業証書授与	○ 児童生徒はマスクを外して差し支えありません。 ○ 卒業証書を授与する校長等においても同様です。
送辞や答辞	○ 在校生送辞、卒業生答辞の場面においては、十分な身体的距離が確保できることから、送辞・答辞を述べる児童生徒は、マスクを外して差し支えありません。これらを聞く児童生徒も、マスクを外して差し支えありません。
国歌・校歌の 斉唱等	● 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施します。なお、「呼びかけ」の時に歌を歌う場合も同様です。

* ●についてはマスクの着用をお願いします。

3 その他の留意事項

- 参加者への咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗い等の手指衛生など、必要な感染症対策をお願いします。
- 感染対策上の、来賓や保護者等の参加人数の制限は求められていませんが、学校の規模や会場の広狭等により制限をさせていただく場合があります。
- 発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状がある場合については、卒業式への参加を控えるようお願いします。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する児童生徒や健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないように留意します。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう家庭での指導をお願いします。

* 国や県の方針の変更や市内の感染状況により、対応を変更することがあります。